

犬山市議会第10号議案

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため必要があるからである。

犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 犬山市特別職の職員の給与に関する条例（昭和43年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の犬山市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の犬山市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

○犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、犬山市職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、犬山市職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>

○犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、犬山市職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、犬山市職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>